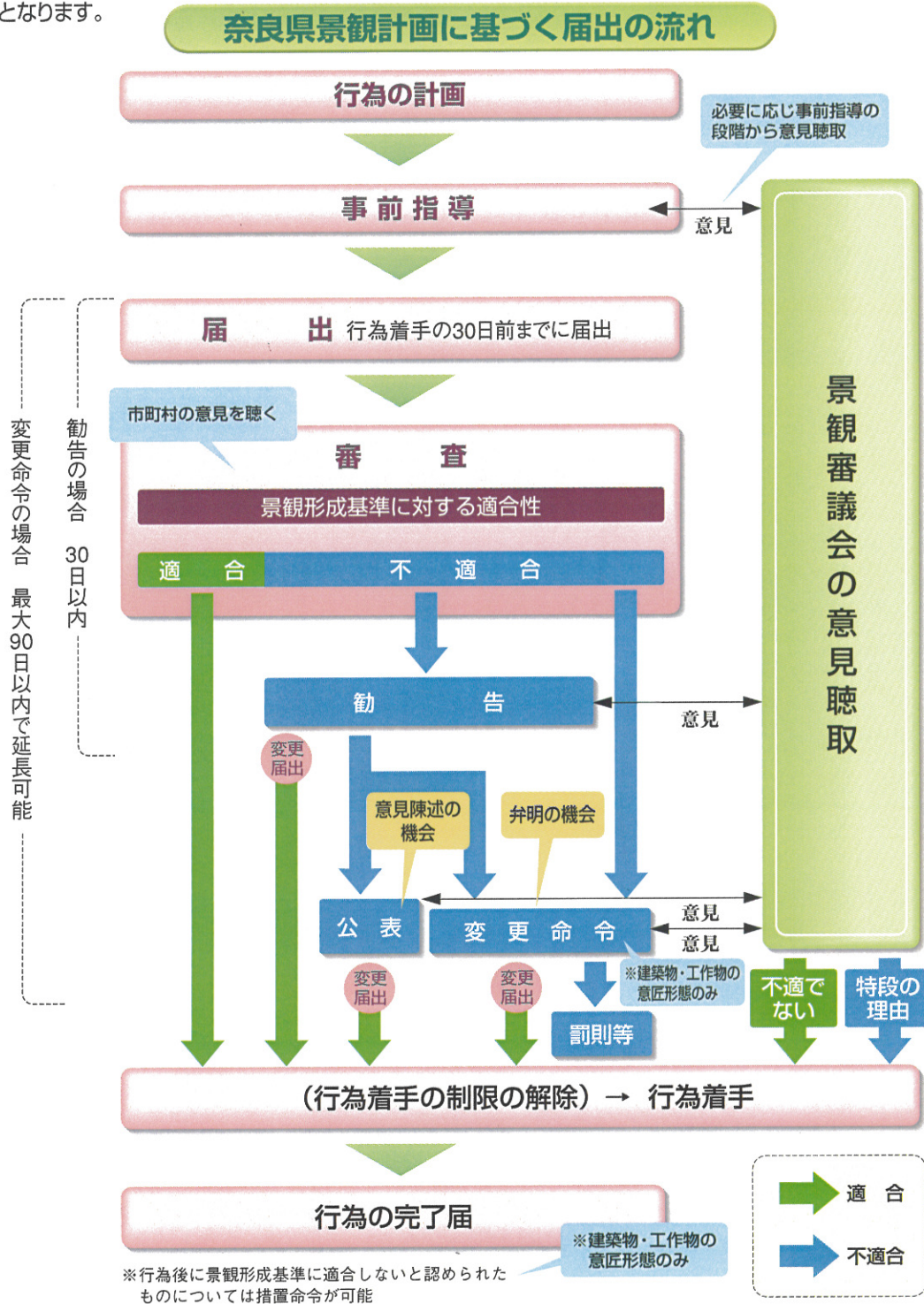


V 届出手続き

1 届出フロー図

景観計画区域内において一定の規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等、また、開発等の行為をしようとする場合には、届出が必要となります。



●届出の提出及び問い合わせは、奈良県風致景観課になります。(奈良市、橿原市、明日香村は当該市、村に問い合わせ下さい。)

奈良県くらし創造部 景観・環境局 風致景観課

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL : 0742-27-8756 (直通) FAX : 0742-22-8275

詳しくはホームページ [奈良県風致景観課](#) を検索して下さい